

# 新しい生活様式に対応したビジネスモデルへの転換等を支援します

## 新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助金 (ビジネスモデル転換事業)のご案内

青森県では、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため、県内中小企業者等が行う新しい生活様式に対応したビジネスモデルの転換等に要する経費の一部を補助します。  
**令和2年7月21日から募集開始**していますので、ご活用ください。

### 1. 対象となる事業

新しい生活様式に対応したビジネスモデルの転換等の取組として行う、新しい商品、サービスの開発、生産又は提供に必要な経費を補助します。

### 2. 対象となる事業者

青森県内に本社又は事業所を有している中小企業者（個人事業主を含む）、NPO法人、農事組合法人等

### 3. 事業実施期間

**交付決定日から令和3年1月31日（日）まで**

本事業においては令和2年5月25日以降に開始した経費（発注、納品、支払等）についても、補助金交付に必要な証拠書類等が整い、県で事業内容、金額等を確認できた場合は、上記日まで遡って補助対象経費として認めます。

### 4. 補助対象経費、補助率、補助上限額・下限額

**補助対象経費**に関して裏面をご覧ください

**補助率は補助対象経費の4分の3以内で、補助上限額は500万円、下限額は50万円です。**

（既存事業で使用する設備更新、店舗移転を目的とした工事費等は、対象外です。）

経費区分	補助対象経費	補助率、上限・下限
機械等装置購入費	機械・装置、工具、器具等 (単価5万円以上(税抜)の機械等を対象)	補助率 補助対象経費の4分の3以内  補助上限額：500万円 補助下限額：50万円
設備処分費	設備機器等の廃棄、処分等 (補助対象経費(総額)の1/3以内とする)	
外注費	機械等装置の購入、改修工事等の関連業務の外注	
工事費	工場、店舗、施設の改修等に係る工事費	

### 5. 公募期間

**令和2年7月21日（火）から令和2年8月28日（金）17時（必着）**

### 6. 申込方法

以下の書類をご用意の上、郵送又は持参にて下記までご提出ください。

- (1) 補助金交付申請書等 1部 ※申請書の様式は当補助金ホームページに掲載しております。
- (2) 見積書等の補助対象経費が確認できる書類 1部
- (3) 会社等の概要がわかる書類（パンフレット等） 1部
- (4) 会社等の決算書類等2期分（貸借対照表、損益計算書 等） 1部
- (5) 補足説明資料 1部

### 7. 注意事項

- (1) 同一事業者が同一内容で本補助金以外の、国、地方自治体などの補助事業及び委託事業等を併願している場合は、重複して採択しません。
- (2) 1社当たりの申請回数は年1回です。
- (3) 事業の採否は審査により決定します。

※ 詳しくは、青森県 地域産業課「新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助金」ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/new\\_business\\_model.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/new_business_model.html)

## ● 申請書送付先・お問い合わせ先

青森県 商工労働部 地域産業課 経営支援グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL: 017-734-9373 FAX: 017-734-8107 E-mail [chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp](mailto:chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp)

# 補助対象経費について

## ポイント

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた新しい生活様式に対応していること
- ②これまで実施してこなかった新たな取り組みであること
- ③持続可能なビジネスモデルであり、今後売上げにつながる見込みがあること
- ④新しい生活様式と直接関係のない通常の生産活動、業務効率化、取替え・更新等でないこと
- ⑤顧客に対する新しい商品、サービスの提供を行うことを主目的としていること  
(企業内・事業所内で完結する業務改善等でないこと 例：テレワーク、リモート会議)
- ⑥専ら補助事業のために使用され、真に必要であり、効率的と認められること
- ⑦行政庁の許可等の必要な取り組みを行う場合、許可等を受けている又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること
- ⑧衛生対策においては団体毎に策定される「業種別ガイドライン」を基に判断
- ⑨新しいビジネスモデルに係るものに限った事業内容であること  
(従来行ってきた事業を内容としたものは対象外となります)

## 補助対象経費について

経費区分	内容
機械等装置購入費	<p>① 新しい生活様式に対応したビジネスモデル転換等の取組として行う、新しい商品、サービスの開発、生産又は提供に必要な機械・装置、工具・器具等(測定工具・検査工具、治具等)の購入、製作に要する経費</p> <p>② 上記①と一体で行う、改良、修繕又は据え付けに要する経費</p> <p>・新しい商品・サービスの開発、生産又は提供に必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象となります。</p> <p>・通常(既存事業)の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。</p> <p>・補助対象の機械等装置は、単価が5万円以上【税抜】を対象とします。</p>
設備処分費	<p>新しい生活様式に対応したビジネスモデルの転換等の取組として行う、新しい商品・サービスの開発、生産又は提供に係る必要な機械装置等の導入、工場、店舗、施設の改修等の工事に関係して、当該事業者自身が所有する設備機器等を廃棄・処分するのに必要な経費</p> <p>・新しい商品、サービスの開発、生産又は提供に必要な機械装置の導入や、生産工場等の改修等工事に関連して、新しい機械装置の導入等のスペース確保の目的で、設備機器等の廃棄・処分等を行うための経費です。</p> <p>・「設備処分費」の補助対象経費額は、補助対象経費(総額)の1/3以内とします。</p>
外注費	<p>事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費</p> <p>・新しい商品・サービスの開発、生産又は提供に必要な機械装置等の導入や、施設の改修等工事に関連して、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注する経費を対象とします。(工事費は除く)</p>
工事費	<p>新しい生活様式に対応したビジネスモデル転換等の取組として行う、新しい商品・サービスの開発、生産又は提供に必要な、工場、店舗、施設の改修等に係る工事費</p> <p>新しい商品・サービスの開発、生産又は提供のために必要な、生産工場、店舗、施設の改修等に係る工事費を対象とします。</p>